

平成 2 2 年度信用保証料助成金のご案内

原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴い資金繰りに支障が生じている中小企業者に対して、栃木県が定めるセーフティネット制度融資及び国が定めるセーフティネット保証に連携して金融機関から融資を受けるため信用保証協会の保証を得る場合、会員事業者に対し保証料の一部助成を実施します。

1. 助成対象 融資を受けるにあたり、栃木県信用保証協会の保証を得るため平成 2 2 年 3 月 1 日(月)から平成 2 3 年 2 月 2 8 日(月)までに保証料の支払いを行った会員事業者であることとします。
2. 助成総枠 3,300,000円
予算の助成総枠を超えた場合助成申請を打ち切ることがあります。
3. 助成金額 保証料の 2 分の 1 の額 (上限 6 万円)
但し、セーフティネット保証を受けている場合は上限 1 2 万円になります。
上限に達するまで複数回の申請が可能です。
4. 提出書類 信用保証協会保証料助成申請書
信用保証決定のお知らせ(お客様用)の写し
セーフティネット保証に係る認定書の写し
はセーフティネット保証の場合のみ必要です。
5. 公募期間 自 平成 2 2 年 5 月 1 0 日(月)
至 平成 2 3 年 2 月 2 8 日(月)
6. 助成金の返納 助成金の交付を受けた事業者が、融資の繰上償還を行った場合等で、信用保証協会から保証料の返還を受けた場合には、返還額に相当する助成金を返納していただきます。

セーフティネット保証とは・・・？

取引先企業の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害、原油価格上昇による業績悪化等により経営の安定に支障を来している中小企業のみなさまのために、従来の保証枠とは別枠で保証を行う制度のことです。

質問等がありましたら(社)栃木県トラック協会経理部まで、お気軽にお問い合わせ下さい。 028-658-2515

会員事業者の運転資金等の調達に係わる信用保証料助成金交付要綱

(社)栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人 栃木県トラック協会(以下「協会」という。)の会員事業者が、金融機関から融資を受けるため栃木県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の保証を得る場合、保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、もって、現下の金融情勢化における、金融対策の一環として、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

- (1) 「金融機関」とは、保証協会が貸付金等の債務の保証を行う対象とされる全ての金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が金融機関から受ける運転資金等のための融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、金融機関の融資実態対策として実施するものであり、平成22年3月1日(月)から平成23年2月28日(月)までの保証料の支払いに対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

但し、その額が6万円を超えるときは、6万円を限度とし、平成23年2月28日(月)までは、6万円に達するまで再助成することができる。

また、助成金の送金手数料は、受益者負担とする。

- 2 原油価格高騰対策として、会員事業者が栃木県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした都道府県等が定めるセーフティーネット制度融資及び国が定めるセーフティーネット保証(中小企業信用保険法第2条第4項第1号~第8号)を得る場合のみ、上記限度額を12万円とする。

(助成金の交付申請)

第 5 条 会員事業者は、保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の 2 分の 1 の額とする。

ただし、その額が 6 万円を超えるときは、6 万円とし、平成 23 年 2 月 28 日まで 6 万円に達するまで再助成することができる。(セーフティーネット保証を受けている場合のみ、当該保証料の 2 分の 1 の額とし、その額が 12 万円を超えるときは、12 万円が限度となり、12 万円に達するまで再助成することができる。)

- (1) 申請書は、別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際、信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」および「セーフティーネット保証に係る認定書」(セーフティーネット保証を得る場合)の写しなどを添付しなければならない。
- (2) 助成金の交付申請は、随時行うことができる。
但し、最終申請期限は、平成 23 年 2 月 28 日(月)とする。

(助成金の交付)

第 6 条 協会は、前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して、会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第 7 条 当該助成金の交付を受けた会員事業者は、融資を受けなかった場合、融資の繰上償還を行った場合等で保証協会から保証料の返還を受けた場合には、その日から 14 日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

- 2 協会は、会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第 8 条 助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附 則)

- 1 . この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年 3 月 1 日以降の保証料支払分から適用する。
- 2 . 平成 22 年 4 月 1 日、第 4 条(助成金の金額)、第 5 条(助成金の交付申請)を一部変更。

平成 年 月 日

社団法人栃木県トラック協会
会長 関谷 忠 泉 殿

住 所
企業名
代表者

印

信用保証協会保証料助成申請書

当社(私)は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料の2分の1の額(限度額6万円)について貴協会の助成を受けたく、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」の写しを添えて下記の通り申請します。

なお、公的機関等から助成がある場合には、その額を差引いた金額について申請します。
また、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金を返還いたします。

助成申請額 金 円

1. 申請明細

項 目	記 入 欄	備 考
保証金額(借入金額)	円	
資 金 使 途	運転・設備(をする)	
保 証 制 度		
セーフティネット保証	有・無 (をする)	
保 証 料 率	%	
借入金融機関/支店	/ 支店	
借 入 日	平成 年 月 日	
保 証 料 額	円	
助 成 申 請 額 (注)	円	

(注) 保証料総額の2分の1の額(上限6万円)円未満切り捨てとする。

但し、セーフティネット保証を受けている場合は、上限12万円とする。

本申請該当額と既助成額を加算した額が6万円超(12万円超)となる場合には、6万円(12万円)から既助成額を差引いた額を申請額とする。

括弧内の金額はセーフティネット保証を受けている場合です。

その場合は、備考に「再申請」と明記下さい。

添付書類は「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」の写し

但し、セーフティネット保証を受けている場合は「セーフティネット保証に係る認定書」の写しも添付願います。

2. 助成金の振込先

金融機関名	口 座 名	口 座 番 号
銀行	刀ガナ	普通 ・ 当座
支店		NO. _____

連絡先	担当者名	TEL	FAX
-----	------	-----	-----